

平成 29 年度 第 3 回三和区地域協議会次第

日時:平成 29 年 7 月 14 日(金)
午後 6 時 30 分から
場所:三和コミュニティプラザ
2 階 会議室 1

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 題

(1) 平成 29 年度地域活動支援事業追加提案事業のプレゼンテーションについて

(2) 平成 29 年度地域活動支援事業の審査について

(3) 自主的審議事項に係る地域協議会委員研修会について

(4) その他

○視察研修について

4 報告事項

○上越市三和区宮崎新田市有地内残置産業廃棄物撤去業務に係る委託業者
の決定について

5 その他

6 閉 会

平成 29 年度
地域活動支援事業に対する質問事項
～（追加募集）～

整理No.追1 OneUp→さんわ音頭でさんわ祭りを盛り上げる事業

整理No.追2 里公小学校陸上 DE 地域に元気を発信！事業

提案者：三和区青少年育成会議

【整理No.追1】 OneUp↪さんわ音頭でさんわ祭りを盛り上げる事業

質問：①提案事業が採択されなかった場合、法被の発注はどうされますか。

提案者：里公小学校後援会

【整理No.追2】 里公小学校陸上 DE 地域に元気を発信！事業

質問：①提案事業が採択されなかった場合、ユニフォームの発注はどうされますか。

平成29年度 三和区地域活動支援事業【追加提案】プレゼンテーション日程表

平成29年7月14日(金) 18:30～

※発表の順番は提案書の受付順です。

○提案数 3事業 3団体

○三和区補助金追加募集額 1,437千円

順番	事業名	提案者(団体)名	事業費 千円	助成 希望額 千円	時間
1	OneUp♪さんわ音頭でさんわ祭りを盛り上げる事業	三和区青少年育成会議	467	466	18時35分～18時45分
2	里公小学校陸上 DE 地域に元気を発信！事業	里公小学校後援会	320	320	18時45分～18時55分
	合計		787	786	

【プレゼンテーションの留意事項】

○プレゼンテーションは、発表と質疑をそれぞれ5分ずつ、計10分の予定です。

提案団体の公平を期すため、発表開始から5分経過した時点でお知らせしますので、発表の途中であっても説明をまとめていただき終了するよう、ご協力をお願いします。

平成29年度 地域活動支援事業3次募集審査日程(案)

項 目	第1案	第2案	参考 平成28年度
※町内会周知 (募集要項班回覧/防災無線)	7月27日(木)	7月27日(木)	8月30日(火)
①提案事業の追加募集期間	8月1日(火)～25日(金)	8月7日(月)～31日(木)	9月1日(木)～15日(木)
②提案書の配付	8月28日(月)	9月1日(金)	9月16日(金)
③質問の提出期限	9月1日(金)	9月6日(水)	9月21日(水)
提案団体に質問事項の送付	9月4日(月)	9月7日(木)	9月23日(金)
提案団体から質問事項への回答期限	—	—	9月27日(火)
委員への質問回答の送付	—	—	— ※審査当日配付
④地域協議会の開催 (ヒアリングの可否決定)	—	—	9月29日(木)※ヒアリングなし同日審
⑤地域協議会の開催 提案事業のプレゼン(ヒアリング)	9月8日(金)	9月13日(水)	—
⑥地域協議会の開催(審査)	9月8日(金) ※プレゼン終了後	9月13日(水) ※プレゼン終了後	9月29日(木)
⑦採点表の提出 ※			
⑧採択決定	9月8日(金)	9月13日(水)	9月29日(木)

私たちの地域をもっとよくなる 「まちづくり活動」の提案を 追加募集します!!

- ★市では身近な地域自治を推進するため、地域活動支援事業を実施しています。
- ★地域における課題の解決を図り、それぞれの地域の活力を向上するため、市民の皆さんが自発的・主体的に行う地域活動について支援を行います。
- ★私たちの地域を、もっと住みよく、もっと元気にするために、この事業を活用し、まちづくり活動に取り組んでみませんか。
- ★平成29年度で実施する事業の提案を以下のとおり追加募集します。奮ってご応募ください。



■募集期間

平成29年〇月〇日 (〇) から
〇月〇日 (〇) まで (必着)

■実施方法

～事業の内容～

- ・ 団体等が主体的に取り組む活動に対し、市が補助金を交付します。

～事業を提案できる方～

- ・ 5人以上で構成し、市内で活動する法人又は団体（政治や宗教活動を目的とする法人等又は営利法人を除く。）

「身近な地域での課題の解決や活力の向上」のために行う事業であれば、種類や分野は問わず対象となります。

※ ただし、次のような事業は対象とはなりません。

- ・ 物品の購入や施設等の整備・修繕のみを目的とした、活動を伴わない事業
- ・ 政治・宗教活動を目的とする事業
- ・ 公序良俗に反する事業
- ・ 国・県・市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
- ・ 市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業（事業計画の策定や推進のための会議など）
- ・ 行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

■支援内容

- ・ 事業の目的を達成するために直接必要な経費を補助します。

《ポイント!》

- ・ 事業を行う上で要する経費のうち、次に掲げる経費は補助の対象外となります。
 - ①応募や実績報告などに要する事務的な経費（提出資料のコピー代や郵送代等）
 - ②応募団体等の運営（人件費、事務所の家賃、振込手数料等）に要する経費
 - ③応募団体の人が飲食を行う経費（弁当代やイベント終了後に行う懇談会の食事代等。ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とします。）
 - ④会議の時のお茶代・菓子代
 - ⑤金券（商品券、サービス券等）などの発行に係る経費（個人の私的な資産形成に当たるものと捉えられるため対象外とします。）
 - ⑥その他対象とすることが適当でないと市長が認めた経費
- ・ 平成 30 年 3 月 31 日までに事業を完了（経費の支払を含む。）するとともに、三和区総合事務所に実績報告書を提出してください。

■補助金額

- ・ 地域自治区ごとの予算（配分額）の範囲内で、地域自治区ごとに定めます。

《三和区の追加募集額は〇〇〇万円です。》

補 助 率	10/10 以内 事業内容や審査の結果により、補助金額の減額、調整を行う場合があります。
補助の金額	1万円～〇〇〇千円

《ポイント!》

- ・ 助成事業の補助金の額は1,000円単位（1,000円未満の端数は切り捨て）とします。また、事業の審査の結果、不採択となり補助金の交付が行われない場合や、補助金希望額どおりとならない場合があります。

■応募方法

- ・ 所定の事業提案書に必要事項を記入し、説明資料（団体の規約、見積書、図面など）と合わせ、三和区総合事務所に持参してください。

《ポイント!》

- ・ 補助金の交付決定前であっても、事業提案書の提出日以降に着手する事業であれば対象とします。ただし、審査の結果、事業が不採択となる場合や補助金希望額どおりとならない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 市有地・市の施設を利用する事業を提案するときは、三和区総合事務所へ事前にご相談ください。
- ・ 自己所有以外の土地等を利用する事業を提案するときは、土地所有者等と事前の相談を行ってください。
- ・ 事業提案書、補助金交付申請書等の用紙及びQ & Aは、三和区総合事務所 総務・地域振興グループの窓口で配付します。また、市のホームページから様式の電子データをダウンロードすることができます。

■提案事業の審査と決定

- ・ 地域自治区ごとに、地域協議会の会議で審査を行い、採択等を決定します。
- ・ 三和区では、提案事業についてプレゼンテーションを主体としたヒアリングを〇月〇日（〇）に実施する予定です。また、審査は次の視点をもとに行います。

(1) 地域自治区の採択方針 … 地域自治区ごとに設定するものです。

- ・ 「地域自治区の採択方針」とは、各地域自治区が抱える地域課題等に応じてどのようなテーマの提案事業を実現すべきか、その方針を明らかにするものです。

三 和 区 の 採 択 方 針	
優先して採択する事業	<p>三和区の住民が自主的、主体的に取り組む事業のうち、次に掲げる事業を優先的に採択します。</p> <p>① 「地域活性化事業」 地域団体と住民が協働し、または住民が主体となって取り組む地域づくり事業。(例 祭り、講演会、フォーラムの開催など)</p> <p>② 「安全・安心サポート事業」 子どもから高齢者が、安全・安心で快適な暮らしをしてもらう事業。(例 防犯・防災対策、子ども高齢者見守りなど)</p> <p>③ 「地域農業振興事業」 農業の担い手育成や、農業資源を活用し新たな価値を創出する事業。(例 農作業体験、担い手研修など)</p> <p>④ 「歴史的資産の保全・保存事業」 後世に残すべき自然・環境・文化財などを保存する事業。(例 環境保全のための植林、文化財の整備など)</p> <p>⑤ 「健全育成または健康推進事業」 子どもから高齢者まで広範囲にわたり健康を推進する事業や人材の育成事業。(例 スポーツ体験・交流イベント、高齢者介護ボランティア体験など)</p>
その他の事業	優先して採択する事業以外の事業については、制度の趣旨や全体のバランスなどを考慮して採択します。

(2) 基本審査・共通審査基準 … すべての地域自治区の審査で共通するものです。

- ・ 基本審査は、提案事業が「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を確認するものです。また、共通審査基準は次の審査項目と視点により審査を行います。

《共通審査基準の項目と視点》

審査項目	審 査 の 視 点
①公益性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。 ・ 全市的な方向性と合致しているか。 ・ 提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか。
②必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の実情や住民要望に対応したものか。 ・ 地域の課題解決、あるいは活力向上に有効な取組であるか。 ・ 緊急性の高い提案事業であるか。 ・ ほかに方法で代替できないものであるか。
③実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか。 ・ 関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。 ・ 資金調達の規模や時期に無理はないか。
④参加性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。
⑤発展性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。 ・ 提案団体は、信頼性、将来性、継続性はあるか。 ・ 助成事業等の終了後における継続性や自立性、発展性は期待できるか。

※次の事業につきましては、三和区地域活動支援事業の補助対象外とします。
防犯灯・外灯等のLED化事業、防災器具の整備事業

《ポイント!》

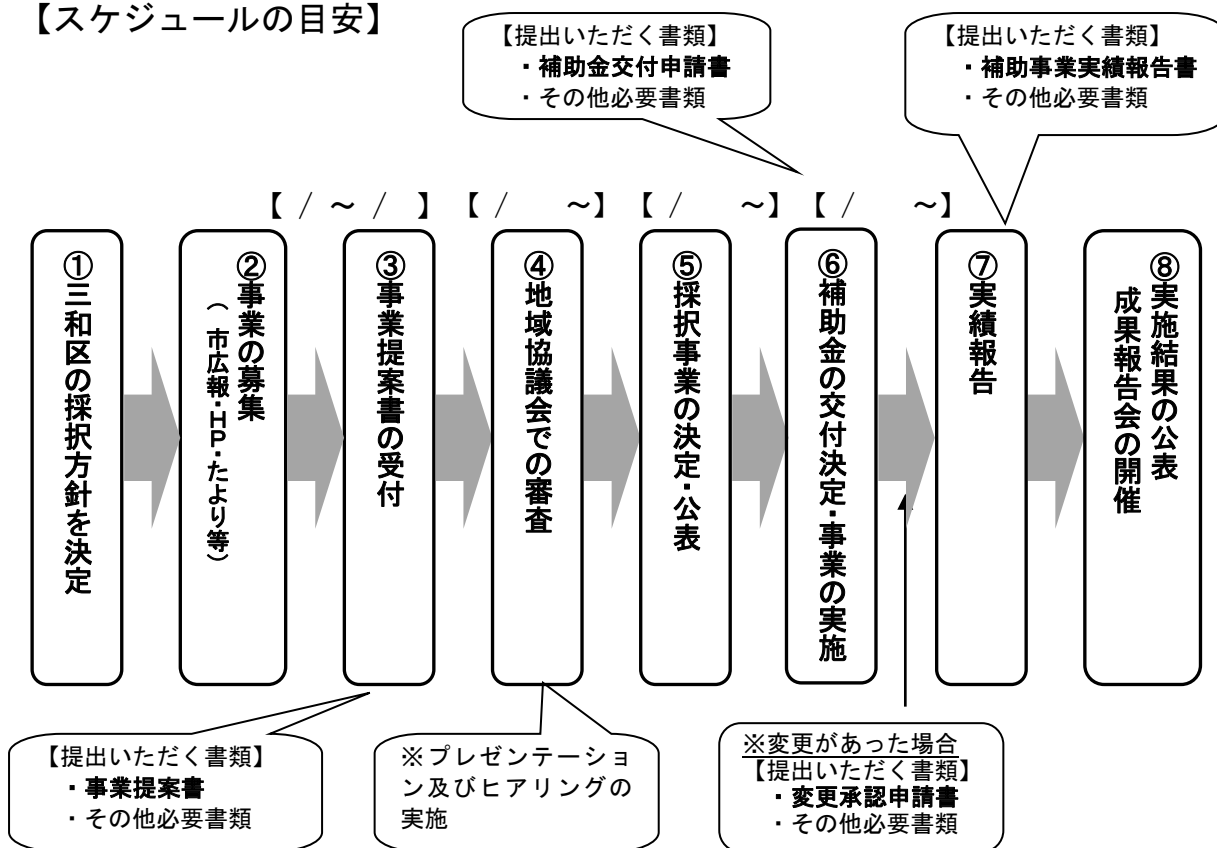
- ・地域協議会の審査では、「基本審査」、「地域自治区の採択方針」及び「共通審査基準」のそれぞれの結果を踏まえ、総合的に判断が行われます。三和区の審査に当たっての基本的な考え方は、三和区総合事務所にご確認ください。

■事業の紹介・公表

- ・提案事業や採択事業は、市民の皆さんにその内容を広くお知らせするため、報道機関に情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介します。
- ・また、実施した事業について、事例集の作成や、成果発表会を予定していますので、助成事業に応募される場合は、あらかじめご了承ください。

■フロー図（事業実施の流れ）

【スケジュールの目安】



上越市 三和区総合事務所 総務・地域振興グループ

電話 025-532-2323 内線215

〒943-0316 上越市三和区井ノ口444番地